

## 品川区感染症診査協議会運営実施要綱

制定 平成11年4月 区長決定要綱第 72号

改正 平成13年4月 区長決定要綱第 97号

改正 平成19年4月 区長決定要綱第 53号

改正 平成21年3月 部長決定要綱第 43号

改正 平成31年4月 部長決定要綱第169号

(趣旨)

第1条 本要綱は、「品川区感染症診査協議会条例」(平成11年3月25日条例第14号・以下「条例」という。)第8条に基づき、品川区感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、条例第2条各号に掲げる者それぞれ1人以上から組織する。

(協議会の運営)

第3条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 区長の諮問に応じ、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律(以下「法」という。)第18条第一項の規定による通知、第20条第一項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第20条第四項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第37条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。

(2) 法第18条第六項及び第19条第七項(第26条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。

2 委員長は、あらかじめ委員の中から互選する。

3 委員長は、あらかじめ代理を委員の中から指名することができる。

4 委員長は、感染症の診査に関する協議会諮問書・答申書兼議事録(別紙様式)により答申する。

5 「条例」第6条ただし書きによる場合は、次の要件を満たさなければならない。

① 客観的な検査により、結核の蔓延を防止する必要があると認められること。

② 入院延長について、当該患者(保護者)の同意が得られていること。

③ 特例措置について、あらかじめ協議会の委員間に同意が得られていること。

④ 勧告を行わなければ、感染症の蔓延が生ずる具体的おそれがあること。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、品川区保健所において処理する。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に品川区保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。